明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

9　前項の規定にかかわらず、ベーシス（同一通貨の異なるリスク・ファクター（当該取引の時価に影響を及ぼす要因をいう。以下この項及び第五十一条において同じ。）間の差異をいう。）を参照する取引については、前項に掲げる取引の区分ごと及びリスク・ファクターの同一の組合せごとに設けられたヘッジセットに、当該取引を割り当てるものとする。

10　前二項の規定にかかわらず、ボラティリティを参照する取引については、第八項各号に掲げる取引の区分ごとに、同項各号に定めるヘッジセットと別に設けられたヘッジセットに当該取引を割り当てるものとする。

11　第六項の算式中$AddOn_j^{(IR)}$は、次に掲げるところに従い、算出する。

一　算出に用いる算式は、次のとおりとする。

$$AddOn^{(IR)} = \sum_j AddOn_j^{(IR)}$$

$AddOn_j^{(IR)}$は、通貨建ての金利デリバティブのヘッジセットに係るアドオンの額の合計額

二　前号の算式中$AddOn_j^{(IR)}$は、次の表の上欄に掲げるヘッジセットの区分に応じ、同表の下欄に定める掛目を当該ヘッジセットに係る実効想定元本額に乗じて得た額の合計額とする。

ヘッジセットの区分	掛目（パーセント）
第八項各号に定めるヘッジセット	〇・五〇
第九項に規定するヘッジセット	〇・二五
第十項に規定する別に設けられたヘッジセット	二・五〇

三　前号に規定するヘッジセットに係る実効想定元本額を算出する場合には、次のイ又はロのいずれかの算式を用いて算出する。

イ　$\left[(D_1^{(IR)})^2+(D_2^{(IR)})^2+(D_3^{(IR)})^2+1.4\times D_1^{(IR)}\times D_2^{(IR)}+1.4\times D_2^{(IR)}\times D_3^{(IR)}+0.6\times D_1^{(IR)}\times D_3^{(IR)}\right]^{\frac{1}{2}}$

$D_1^{(IR)}$は、通貨建てであり、かつ、E_iが一年以上五年以下である金利デリバティブに係る実効想定元本額の合計額（ロにおいて同じ。）

$D_2^{(IR)}$は、通貨建てであり、かつ、E_iが一年未満である金利デリバティブに係る実効想定元本額の合計額（ロにおいて同じ。）

$D_3^{(IR)}$は、通貨建てであり、かつ、E_iが五年超である金利デリバティブに係る実効想定元本額の合計額（ロにおいて同じ。）

ロ　$\left|D_1^{(IR)}\right|+\left|D_2^{(IR)}\right|+\left|D_3^{(IR)}\right|$

四　前号の算式中金利デリバティブに係る実効想定元本額は、当該金利デリバティブに係るデュレーション調整後想定元本額にデルタ調整値及びマージン期間調整値を乗じて得た額とする。

五　前号のデュレーション調整後想定元本額は、金利デリバティブに係る想定元本額に、次の算式により得られるデュレーション調整値を乗じて得た額とする。ただし、当該デュレーション調整値が十営業日を年換算した値未満となるときは、デュレーション調整値は十営業日を年換算した値とする。

$$\text{デュレーション調整値} = \frac{\exp\left(-0.05\times S\right)-\exp\left(-0.05\times E_i\right)}{0.05}$$